

**沼田サッカークラブ
ちぐさこども園会則**

沼田サッカークラブ会則

(ちぐさこども園用)

- 第1条 (定義) 本会則は『沼田サッカークラブ』(以下本クラブという)の会員ならび本クラブに入会しようとする方に適用します。
- 第2条 (事務局) 群馬県沼田市高橋場町2058番地27
沼田サッカークラブスタッフ 堤祐紀(080-1234-0066)
- 第3条 (目的) 本クラブは児童のサッカー技術の向上を図り、サッカー・教育を通じて児童の健全な心身の育成に務める事を目的とする。
- 第4条 (事業) 本クラブは第3条の目的達成のため、次の活動を行う。
1) 定期的なサッカーの練習
2) その他本クラブの目的に必要な活動
- 第5条 (入会資格) 本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。
1) 12歳以下で健康な男子・女子。
2) 本会則に同意した方。
- 第6条 (入会手続き) 1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより入会手続きが完了します。
1) 所定の申込書類により入会申込手続きを行っていただきます。
2) 第11条に定める諸費用等を本クラブに払い込みいただきます。
2. 入会しようとするときは所定の申込書類により親権者(保護者)の同意を得た上で、申し込みいただきます。
この場合、親権者(保護者)は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします
- 第7条 (会員資格) 1. 会員資格は、諸費用を納入後、本クラブの所定の手続き終了後、資格を得る。
- 第8条 (諸手続き) 会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
- 第9条 (個人情報保護) 本クラブは申込時に記入していただいた情報はプライバシーポリシーにしたがって管理します。(別紙1)
- 第10条 (諸費用) 1. 会員は月会費を口座振替にてお支払いいただきます。
(口座振替のお手続きは事務局堤にて行って下さい。)
2. 兄弟2人目からは月会費は半額になります。
3. 一旦納入した諸費用は、原則として返金しません。
- 第11条 (イベント費用) 本クラブでは年数回イベントを行うことがあります。イベントに参加する会員は別途費用をお支払いください。
- 第12条 (教材費) 本クラブでは教材を購入していただくことがあります。会員は別途費用をお支払いください。
- 第13条 (諸費用の受け渡し) 諸費用の受け渡しは親権者(保護者)と本クラブ 事務局(堤)で行う。原則として諸費用は口座振替にて行う。
- 第14条 (休会) 1. 1ヶ月以上連続して欠席をする場合は、休会届を本クラブに提出してください。
2. 復帰をする際は、本クラブへ必ず連絡をしてください。
3. 1ヶ月以上無断で欠席した場合及び1ヶ月以上月会費を滞納した場合は、退会したものとみなします。
4. 一旦納入した諸費用は、原則として返金しません。

- 第15条 (退会) 1. 会員は自己都合により退会するときは、退会届を本クラブに提出してください。
2. 本クラブは退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。
3. 一旦納入した諸費用は、原則として返金しません。
- 第16条 (事故・ケガ等に 本クラブ活動中の事故・ケガ等についての補償はスポーツ安全保険でまかなえ
対する補償) 対する補償とし、それを超える分については会員個人が負担し本クラブは責任を負わない。また、移動中の事故についても同様の取り扱いとする。尚、入会を認められた会員は本クラブにてスポーツ安全保険に加入します。
(別紙2)
- 第17条 (欠席・早退・会員は本クラブの活動に欠席・早退・遅刻する場合は、
遅刻の連絡) 事務局(堤 080-1234-066)へ連絡する。
- 第18条 (車での送迎) 練習や試合に車にて送迎の場合、本クラブから指定された場所で行って下さい。
- 第19条 (活動日) 本クラブスケジュールによる。
1) 公式HP <http://www3.kannet.ne.jp/~numatasc/>にて掲載しています。
- 第20条 (連絡網) 連絡網の活用は緊急時・活動予定等の連絡です。(別紙3)
本クラブ連絡網にて事務局よりメールします。(返信不要)
<https://rara.jp/numatachigusa/>
- 第21条 (施設) 本施設とは本クラブが活動する場所を示す。
- 第22条 (諸規則の遵守) 会員は本クラブ諸施設の利用にあたり、本会則および各施設内諸規則を遵守し本クラブスタッフや施設スタッフの指示に従っていただきます。
また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。
- 第23条 (施設内での紛失) 本クラブでは施設内での金銭、貴重品、物品の紛失は責任を負いません。
- 第24条 (器物等の損壊) 会員が本クラブ施設の器物等の損壊や施設備品を持ち出したときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- 第25条 (損害賠償責任免責) 1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブは当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは一切関与いたしません。
- 第26条 (会員除名) 1. 会員または親権者(保護者)が次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を除名することができる。
1) 本クラブの会則及び諸規則に違反したとき。
2) 第11条の諸費用の支払いが一ヶ月以上滞納したとき。
3) その他本クラブが本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。
- 第27条 (利用の禁止) 1. 会員は次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。
1) 正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- 第28条 (諸費用の変更) 本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
- 第29条 (会則の改訂) 本クラブは、会則等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員または親権者(保護者)に及ぶものとします。

沼田サッカークラブ(ちぐさこども園)

プライバシーポリシー (別紙1)

沼田サッカークラブでは、入会時に氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報※1を入会申込書に記入いただきます。本クラブでは、これら特定の個人を識別することができる情報の利用目的を明確にし、当該利用目的に必要な範囲内で個人情報の取扱いをおこないます。したがって、個人情報は入会申込案内に公表する利用目的※2以外に使用することはありません。

また、収集した個人情報は、本クラブの担当責任者が厳重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等無いように適正な安全対策を施し、保護に努めてまいります。

会員の個人情報は、第三者に提供及び開示することはありませんが、以下の場合に限り、提供もしくは開示する場合がございます。

- (1) 保険加入申請並びに保険金請求に関する諸手続きにおいて開示する場合
- (2) 法令に基づき当クラブが開示を求められた場合
- (3) 司法または行政機関から開示を求められた場合

また、会員ご本人が自身の個人情報を確認される場合及び自身の個人情報の変更もしくは削除の申し出があった場合は、合理的な範囲で開示・削除を行います。

※1会員個人情報

1. 氏名
2. 学年
3. 生年月日・年齢
4. 血液型・性別
5. 保護者氏名
6. 住所
7. 電話番号
8. E-mail
9. 緊急連絡先
10. 紹介者
11. 入会の動機
12. 参加スポーツ種目
13. 習い事等
14. 練習終了後の移動
15. その他・健康状態等

※2利用目的

- ① 本クラブが、会員登録に関して作成する会員名簿への記載
- ② 本クラブが、会員への情報など案内送付
- ③ 本クラブ、会員が日本サッカー協会へ登録する場合
- ④ 前各号所定の事項に付随関連する事項の場合

※3肖像権の目的

肖像権について

当クラブおよび関係者が収集した肖像権を保有する写真・映像等を下記の目的で利用します。利用の際にはプライバシーポリシーに則り、取扱いに細心の注意を払います。

- ・肖像権を保有する写真・映像等の利用目的
- 肖像権を保有する写真・映像等は掲示板およびホームページ等のPR媒体を作成するために利用します
- ・肖像権を保有する写真・映像等の第三提供

肖像権を保有する写真・映像等は厳正な管理下で安全に取扱いますが、当クラブ及びその関係者にとって必要と認められる場合に限り、第三者へ情報を提供します。なお、マスコミ等については、上記の利用目的に準じて取り扱います。

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク スポーツ安全保険（別紙2）

補償額

災害補償	災害死亡補償		1,000万円
	後遺障害補償		最高1,000万円
	療養補償入院日額		4,000円
	療養補償手術保険金		手術に応じて入院日額の10倍、20倍、40倍
	療養補償通院日額		1,500円
賠償金補償 (支払限度額)	施設賠償 (免責:0円)	対人	1名:1億円、1事故:5億円
		対物	1事故:5,000万円

※補償期間は1日～最長で60日

※1回の手術のみ補償

※補償は1回の通院～最長で7回の通院

補償対象外事例

- ①受傷起点が明確でない怪我 → 練習中、膝に痛みを感じ、診察を受けたところ、成長痛と診断された。
※成長痛や疲労骨折、その他の炎症などはサッカー活動により発症したことが不明確であるため対象外となります。
- ②クラブ関係者が所有する物に対する物損事故 → 練習中に蹴ったボールが顔面に当たり、スポーツメガネが壊れてしまった。
※物損事故に関してはあくまでも第三者(クラブに関係のない方)が所有している物に損害を与え、賠償責任が生じた場合のみ。

沼田サッカークラブ新掲示板連絡網 登録手順(別紙3)

(スマートフォン用)

<https://rara.jp/numatachigusa/>

へアクセス



画面下「新着投稿をメールで通知」をクリック



投稿お知らせメールのページ



「登録するメールアドレス」に入力⇒「メール配信を登録する」をクリック



Rara掲示板投稿メール通知サービスからメールが届き、URLへアクセスして登録完了
(※注意 URLへアクセスしないとメールは配信されません。)

【ちぐさこども園掲示板URL QRコード】

ちぐさこども園サッカー掲示板連絡網



●沼田サッカークラブホームページ(大会結果やスケジュールの更新)

HP : <http://www3.kannet.ne.jp/~numatasc/>

沼田サッカークラブHP

